

答申第100号

(諮問第119号)

答 申

第1 審査会の結論

大分県知事（以下「実施機関」という。）が平成28年1月4日付けで行った公文書一部公開決定処分については、次の部分を公開すべきである。

貸借対照表の負債の部に計上された引当金に係る科目名及び金額、損益計算書の当期純損益に係る科目名及び金額、株主資本等変動計算書の当期純損益に係る項目名及び金額並びに個別注記表の「IV. 一株当たり情報に関する注記」の項中の「2. 一株当たり当期」の後の非公開とされた部分（金額を表記した部分を除く。）

第2 異議申立てに至る経緯

1 公文書の公開請求

異議申立人は、大分県情報公開条例（平成12年大分県条例第47号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、平成27年12月21日付けで、実施機関に対して、「地方卸売市場別府青果(株)の直近の事業報告書及び収支計算書」を内容とする公文書公開請求を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、前記公文書公開請求に係る公文書として、「地方卸売市場別府青果株式会社に係る卸売業者事業報告書（平成27年3月期）」を特定した上で、次の理由により一部公開決定を行い、平成28年1月4日付けで異議申立人に通知した。

① 条例第7条第1号に該当するため

（株主の氏名、住所、所有株式数等及び法人担当者の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため）

② 条例第7条第2号イに該当するため

{卸売業務に係る取扱高・売上損益の状況、株主構成等、株主資本等変動計算書及び貸借対照表中の大科目以外の科目名・金額等、損益計算書の大科目以外の科目名及び全ての金額並びに個別注記表の自己株式総数、剰余金配当の金額等、一株当たり情報に関する注記の金額等（ただし会社計算規則により損益計算書等の区分及び貸借対照表の要旨に記載することとされている部分を除く）} は、法人の内部管理情報であり、公にすることにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するお

それがあつたため

3 異議申立て

異議申立人は、前記一部公開決定について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、平成28年2月16日付けで、実施機関に対して異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

- ① 実施機関が平成28年1月4日付けブランド第2034号で行った異議申立人に対する公文書一部公開決定処分のうち、「大分県情報公開条例第7条第1号に該当するため」として、非公開とした部分を「全て取り消し、公開する」との決定を求める。
- ② 実施機関が平成28年1月4日付けブランド第2034号で行った異議申立人に対する公文書一部公開決定処分のうち、「大分県情報公開条例第7条第2号イに該当するため」として、非公開とした部分を「全て取り消し、公開する」との決定を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 大口株主の欄は、表にされており、別々の枠に区分けされているのであるから、条例第8条第2項の規定により、個人を識別できる氏名、住所を除いた部分の「所有株式数、所有株式数の割合」は公開されなければならない。また、「所有株式数」や「所有株式数の割合」は、本来氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができる個人に関する情報ではなく、単に個人と関係ない財産の価額であるから、特定の個人が識別されない以上、具体的に当該個人の権利利益を害するおそれはない。
よって、大口株主の欄の「所有株式数」や「所有株式数の割合」は、公開されるべきである。
- (2) 平成9年7月15日東京高裁判決は、「本件文書に記載されている大科目レベルの数値が開示されることにより、控訴人の経理内容、経営方針のおおよその姿が前記のような程度の範囲で判明するにしても、それのみによって、控訴人独自の経営上の秘密やノウハウが具体的に判明するとはにわかに断じがたいところである。」と判示している。当該判決の「大科目レベルの数値」に当たる「卸売業務に係る取扱高・売上損益の状況」は、会社全体の何万の取引を集計した取扱高や売上損益の状況であり、個々の取扱高や売上損益の状況を示すものではないのであるから、独自の経営上の秘密やノウハウが具体的に判明す

るとはいえない。「大科目レベルの数値」が公開されたとしても、事業活動に不利益が生じることがないのであるから、非公開とされた「卸売業務に係る取扱高・売上損益の状況」は、公にすることにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとはいえない。

また、地方卸売市場別府青果株式会社は、別府市内の営業を独占している独占企業であり、競争相手がいないのであるから、競争上の地位を害される具体的なおそれはなく、「卸売業務に係る取扱高・売上損益の状況」は、非公開とする必要はない。

さらに、「卸売業務に係る取扱高・売上損益の状況」の「売上損益」は損益計算書の数値であるほか、「卸売業務に係る取扱高・売上損益の状況」の「数量」「金額」「委託手数料」「買付販売損益」「売上純利益」の項目の数字、「販売費及び一般管理費の計算内訳」の数字は、価値の高い知的資産の「当該会社の営業上の秘密」「独自の経営上のノウハウ」とは言えないものであるから、公にすることにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれはない。

- (3) 会社法（平成17年法律第86号）により、当該会社の取締役は、貸借対照表、損益計算書及び営業報告書を、定時総会に提出し、その内容について報告しなければならないほか、定時総会の前後5年間、会社の本店及び支店に備え置くことを義務付けられており、さらに当該会社の株主及び債権者は、貸借対照表、損益計算書及び営業報告書を閲覧謄写することができることされており、それらの書類を第三者が株主や債権者から得ることも禁じられていないことから、貸借対照表、損益計算書及び営業報告書に記載された情報は、多数の株主に加え、当該会社の従業員を含め相当多数の債権者や第三者が既に知っているか、又は容易に知り得る情報であることが認められる。
- (4) 「株主資本変動計算書」、個別注記表の「自己株式総数」「剰余金配当の金額等、一株当たり情報に関する注記の金額」「たな卸資産の計算内訳」も営業報告書に記載されている情報であり、営業報告書の内容を当該会社の従業員を含め相当多数の債権者や第三者が既に知っているか、又は容易に知りうる情報であることが認められるのであるから、これらのことを公にしても当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれはなく、公開しなければならない。
- (5) 株主の氏名、法人担当者の氏名、株主構成及び大口株主の情報は、法人に関する情報でもある。

株主の氏名、法人担当者の氏名は、当該会社の独自の営業上の秘密、ノウハウ等ではなく、公開されても当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれはないものである。

また、別府青果株式会社は公共性の高い会社であることから、法人の内部管

理情報であるからといって、同社が県に対して報告した卸売業者事業報告書に記載されている情報を任意に管理することを委ねられているということとはできず、事業活動の透明性が求められるのであるから、住民の知る権利に応じて、それらの情報は公開されるべきである。

また、会社法第125条の規定により、株式会社は、株主名簿を本店に備え置かなければならないこと、株主及び債権者は、株主名簿の閲覧及び謄写の請求をすることができることが定められている。よって、株主構成及び大口株主についての情報は、相当多数の者が既に知っているか、又は容易に知り得る情報であって、これらのことを公開しても、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を侵害するおそれはない。

第4 実施機関の説明の要旨

本件異議申立てに対する実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

1 本件対象公文書の意義、性格について

(1) 卸売業者事業報告書について

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第58条第1項の規定により、地方卸売市場において卸売の業務を行おうとする者は、大分県卸売市場条例（昭和46年大分県条例第42号。以下「市場条例」という。）で定めるところにより、知事の許可を受けなければならないが、許可を受けた卸売業者（以下「卸売業者」という。）は、年度ごとに、事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない（市場条例第19条第1項）。

また、大分県卸売市場条例施行規則（昭和47年大分県規則第13号。以下「市場規則」という。）第16条により、卸売業者は、卸売業者事業報告書を毎事業年度経過後90日以内に提出しなければならない。

卸売業者事業報告書は、直近の事業年度における業務の運営体制や取扱高・売上損益の状況等を表すもので、事業期間、事業運営組織図、取扱品目に係る取扱高及び売上損益、株主構成、大口株主、従業員の状況等について、市場規則で定められた様式に記載し、経理の状況を示す書類として、報告対象となる事業年度の決算に係る貸借対照表、損益計算書等を添付するものである。

(2) 卸売業者事業報告書の意義、性格について

卸売業者は、地方卸売市場に出荷される生鮮食料品等について、その出荷者から卸売のための販売の委託を受け、又は買い受けて、地方卸売市場内において卸売を行う者である。

よって卸売業者には、地方卸売市場における卸売の業務を的確に遂行することができる知識と経験に加え、出荷者からの信用を維持するための担保として、財務の健全性が求められるところである。

卸売業者事業報告書は、実施機関が卸売業者の支払担保能力をきめ細かく把握しておく必要があることから、卸売業者に対して、市場条例に基づき毎事業年度ごとに提出する義務を課しており、実施機関は、卸売業者事業報告書の活用により、卸売業者の業務遂行能力の確認等に努めている。

なお、知事あて提出した卸売業者事業報告書について、市場条例や市場規則において、卸売業者に対し、当該卸売業者の事業所での写しの備付けや、販売の委託をした者等への閲覧体制の整備等に関する、特別な義務づけ規定はなく、また、実施機関から一般への公開に関する特別な規定もない。

2 本件対象公文書の非公開情報該当性の判断について

(1) 本件対象公文書の条例第7条第1号該当性について

本件対象公文書に記載された、株主の氏名、住所、所有株式数等及び法人担当者の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものである。

「特定の個人を識別することができるもの」の範囲は、氏名その他の記述の部分だけでなく、その他の記述等により識別される特定の個人情報全体である。

以上のことから、本件株主の氏名、住所、所有株式数等及び法人担当者の氏名は、これを公開することにより、当該特定の個人の権利利益を害すると認められることから、条例第7条第1号に該当する。

(2) 本件対象公文書の条例第7条第2号イ該当性について

本件対象公文書に記載された、卸売業務に係る取扱高・売上損益の状況、株主構成等、貸借対照表中の大科目以外の科目名・金額等並びに損益計算書の大科目以外の科目名及び全ての金額（ただし会社計算規則（平成18年法務省令第13号）により損益計算書等の区分及び貸借対照表の要旨に記載することとされている部分を除く。）は、法人の内部管理に関する情報である。

以上のことから、卸売業務に係る取扱高・売上損益の状況、株主構成等、貸借対照表中の大科目以外の科目名・金額等並びに損益計算書の大科目以外の科目名及び全ての金額（ただし会社計算規則により損益計算書等の区分及び貸借対照表の要旨に記載することとされている部分を除く。）は、法人の内部情報である営業状態や経営方針など、いわゆる営業上のノウハウに関する情報が含まれたものであり、これを公開することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められることから、条例第7条第2号イに該当する。

第5 審査会の判断

審査会は、異議申立人及び実施機関双方の主張を踏まえ、本件対象公文書に係

る一部公開決定の妥当性について審議した結果、次のとおり判断した。

1 本件対象公文書について

本件対象公文書は、特定の卸売業者（法人）1者（以下「本件株式会社」という。）が市場条例第19条第1項の規定に基づき実施機関に提出した卸売業者事業報告書である。

実施機関は、株主の氏名、住所、所有株式数等及び法人担当者の氏名の部分を条例第7条第1号に該当するとして、また、卸売業務に係る取扱高・売上損益の状況、株主構成等、株主資本等変動計算書及び貸借対照表中の大科目以外の科目名・金額等、損益計算書の大科目以外の科目名及び全ての金額並びに個別注記表の自己株式総数、剰余金配当の金額等、一株当たり情報に関する注記の金額等の部分（ただし会社計算規則により損益計算書等の区分及び貸借対照表の要旨に記載することとされている部分を除く。）を同条第2号イに該当するとして、非公開としている。

2 大口株主の氏名、住所、所有株式数及び所有株式数の割合について

- (1) 異議申立人は、本件対象公文書に記録された大口株主についての情報のうち、所有株式数及び所有株式数の割合についての情報は、株主の氏名及び住所の情報を除くことにより、個人の権利利益が害されるおそれはないため、条例第8条第2項の規定により公開すべきである旨主張している。

条例第8条第2項は、公開請求に係る公文書に条例第7条第1号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、実施機関は、当該部分を除いた部分は同号の情報に含まれないものとして公開しなければならない旨を規定している。

そこで、大口株主の氏名、住所、所有株式数及び所有株式数の割合に係る情報が条例第7条第1号に該当するか否かについて検討し、同号に該当する場合に、条例第8条第2項の規定による一部公開の可否について検討することとする。

- (2) 条例第7条第1号は、個人のプライバシーを最大限に保護するため、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名等により特定の個人を識別することができるものは、原則として非公開としている。大口株主の氏名、住所、所有株式数及び所有株式数の割合に係る情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、条例第7条第1号に該当する情報である。ただし、法令等の規定により、又は慣行として公にされ、又

は公にすることが予定されている情報や人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報等は、例外的に公開とされている（条例第7条第1号ただし書イからホ）ことから、これらの規定に該当するか否かを検討する。なお、この「法令等の規定」は、何人に対しても等しく当該情報を公開することを定めている規定に限られ、公開を求める者又は公開を求める理由によっては公開を拒否することが定められている場合は、これに該当しない。また、「公にされ」ているとは、公開請求の時点で何人でも知り得る状態に置かれていることをいう。

会社法第121条の規定により、株式会社には、株主の氏名又は名称及び住所、株主の有する株式の数等を記載し、又は記録した株主名簿を作成することが義務付けられ、同法第125条第1項の規定により、株主名簿をその本店等に備え置かなければならないとされている。また、会社法第125条第2項の規定により、株主及び債権者（以下この項において「株主等」という。）は、株主名簿の閲覧又は謄写の請求等を行うことができる。

しかしながら、株主等の請求があった場合に、株主等がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求をおこなったときなどにおいては、会社法第125条第3項の規定により、株式会社は、その請求を拒むことができる。

よって、大口株主の氏名、住所、所有株式数及び所有株式数の割合に係る情報は、条例第7条第1号ただし書イに規定された情報には該当しない。

また、大口株主の氏名、住所、所有株式数及び所有株式数の割合に係る情報が条例第7条第1号ただし書ロからホに該当しないことは、明らかである。

よって、大口株主の氏名、住所、所有株式数及び所有株式数の割合に係る情報は、条例第7条第1号本文に規定された情報に該当する。

- (3) 次に、大口株主の氏名、住所、所有株式数及び所有株式数の割合に係る情報について、条例第8条第2項の規定により、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除いた部分の公開ができるかについて検討する。

本件株式会社の株主の総数は、31人と少数であり、所有株式数を公にした場合、本件株式会社の経営への影響力の行使状況等から、大口株主が特定される可能性は、否定できない。また、株式会社の発行済株式の総数は、登記事項であり、公にされている情報であることから、所有株式数の割合を公開すると、必然的に所有株式数も判明することとなる。そうすると、個人が所有する資産の情報という通常人には知られていない情報が明らかとなることから、当該個人の権利利益が害されるおそれがあると認められる。

以上のことから、大口株主の氏名、住所、所有株式数及び所有株式数の割合に係る情報については、条例第8条第2項の規定を適用することはできない。

3 卸売業務に係る取扱高・売上損益の状況について

一般に、取扱高や売上損益の情報は、経済活動を営む法人にとって、営業能力や営業状況、場合によっては財務状況をも推測せしめる重要な情報である。こうした情報は、原則として法人の内部限りにおいて管理し、開示する相手方を限定する利益を有する情報というべきものであり、法人が自ら広く一般に公表しているなどの特段の事情のない限り、これらの情報を当該法人の意思にかかわらず公開することは、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

本件非公開部分は、野菜や果実といった種類及び売買取引の方法ごとに、数量、金額、委託手数料、損益等の数値が記載される部分であり、また前年同期の数値も記載されるようになっている。これらの情報からは、当該法人の営業能力、営業状況等が推測できるものである。また、本件株式会社自らがこれらの情報について広く一般に公表しているといった事実は、認められなかった。

なお、別府市公設地方卸売市場条例（昭和58年別府市条例第15号）第42条第2項の規定により、市場開設者である別府市長は、毎開場日の卸売業者の卸売の数量及び価格を公表するものとするが、公表対象は主要な品目についてであり、また、価格も高値、中値及び安値に区分するといったものであることから、日々公表された内容から本件非公開部分に記載された上記の情報を把握することはできない。

よって、実施機関が取扱高や売上損益の情報を非公開とした判断は妥当である。

4 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表について

会社法第442条の規定により、貸借対照表等の閲覧や謄本等の交付を請求できるのは株主、債権者等に限られており、一般の者は閲覧等はいできない。よって、貸借対照表等は、有価証券報告書が一般の閲覧に供されている上場企業等の場合を除き、通常、一般に公にされていない情報であるといえる。このような情報を公にした場合、当該法人の財務状況が明らかとなり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

ただし、会社法第440条第1項の規定により、株式会社は、貸借対照表（同法第2条第6号の大会社にあつては、貸借対照表及び損益計算書）を公告しなければならないとされており、また、同条第2項の規定により、官報又は日刊新聞紙に掲載する方法で公告する株式会社については、その要旨を公告することで足りるとされている。そうしてみると、貸借対照表等のうち公告の対象となっている部分については、これを公にしたとしても当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは考えられない。また、損益計算書については、会社法上の大会社でない場合は公告の義務はないが、会社計算規則で定められた項目名は、公にしても当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはいえない。

株主資本等変動計算書及び個別注記表についても、公告の義務はなく、これらに記載された情報を公にした場合、当該法人の財務状況が明らかとなり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。ただし、貸借対照表及び損益計算書に記載された情報であって、公にされるもの内容によって、株主資本等変動計算書及び個別注記表に記載された情報に、公にしても当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがないと認められる部分があり、個別に検討を要する。

(1) 貸借対照表について

実施機関は、会社計算規則により貸借対照表の要旨に記載することとされている部分を除き、貸借対照表中の大科目以外の科目名・金額等は、法人の内部情報である営業状態や経営方針など、いわゆる営業上のノウハウに関する情報が含まれたものであり、これを公開することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると判断したものであって、貸借対照表の公開の可否に係る本審査会の上記判断に照らせば、実施機関のこうした判断は妥当であると認められる。

ただし、会社計算規則第140条第2項の規定によると、負債に係る引当金がある場合には、当該引当金については、引当金ごとに、他の負債と区分しなければならないとされており、会社法第440条第2項の規定により貸借対照表の要旨を公告する場合には、当該引当金は他の負債と区分して記載し、公告することとなる。よって、実施機関が非公開とした部分のうち、負債の部の「Ⅱ

固定負債」の科目の細分科目の中の引当金に係る科目名及び金額については、公開すべきである。

(2) 損益計算書について

会社計算規則第88条の規定によると、損益計算書は、売上高、売上原価、販売費及び一般管理費、営業外収益、営業外費用、特別利益並びに特別損失に区分して表示しなければならないとされている。すなわち、これらの科目名については、公にしても当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがないと認められ、本件対象公文書においても、これらの科目名は公開されているところである。

また、会社計算規則第142条の規定によると、貸借対照表の要旨には、当期純損益金額を付記しなければならないとされていることから、損益計算書に記載された当期純損益に係る科目名及び金額については、公にしても当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれはないと認められる。よって、実施機関が非公開とした部分のうち、当期純損益に係る科目名及び金額は、公開すべきであり、その余の部分については、実施機関が非公開とした判断は妥当である。

(3) 株主資本等変動計算書について

株主資本等変動計算書は、貸借対照表の純資産の部の一会計期間中における変動額のうち、株主資本の各項目の変動事由を報告するために作成される決算書である。

本件対象公文書中の株主資本等変動計算書は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間における本件株式会社の貸借対照表の純資産の部の変動額を記載したものであり、平成26年3月31日現在の貸借対照表と平成27年3月31日現在の貸借対照表とを比較することで、それらの変動額は計算できるものである。

しかしながら、貸借対照表の純資産の部のその他利益剰余金の細分項目については公にされていないものであり、加えて、同表の自己株式の科目については、その内訳は記載されていないことから、本件対象公文書中の株主資本等変動計算書のその他利益剰余金及び自己株式の当期変動額の内訳については、平成26年3月31日現在の貸借対照表と平成27年3月31日現在の貸借対照表とを比較しても、計算することはできず、それらの情報は、一般に公にされていない情報であるといえる。

よって、本件対象公文書中の株主資本等変動計算書に記載された当期純損益に係る項目名及び金額は公開すべきであり、その余の部分については、実施機関の非公開とした判断は妥当である。

(4) 個別注記表について

本件対象公文書中の個別注記表においては、自己株式総数、当事業年度中の剰余金配当の総額、1株当たり配当額、一株当たり純資産額等が非公開とされているが、これらの情報については、一般に、経済活動を営む法人にとって、営業能力や営業状況、場合によっては財務状況をも推測せしめる重要な情報である。こうした情報は、原則として法人の内部限りにおいて管理し、開示する相手方を限定する利益を有する情報というべきものであり、法人が自ら広く一般に公表しているなどの特段の事情のない限り、これらの情報を当該法人の意思にかかわらず公開することは、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

ただし、実施機関が非公開とした部分のうち、一株当たり当期純損益金額は、普通株式に係る当期純損益を普通株式の期中平均株式数で除して算定されるものであるが、普通株式の数が公にされておらず、一般には算定することはできないことから、一株当たり当期純損益金額は公開すべきとは認められないが、当期純損益に係る科目名は、前述したとおり、公にしても当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれはないものであることから、実施機関が非公開とした「純利益又は純損失」を示す部分（金額を表記した部分を除く。）については、公開すべきである。

5 株主の氏名、法人担当者の氏名、株主構成及び大口株主の情報について

異議申立人は、卸売業者が市場条例第19条の規定により作成し、実施機関に対して提出する卸売業者事業報告書に、株主の氏名、法人担当者の氏名、株主構成及び大口株主の情報が記載されていることをもって、これらの情報は、法人に関する情報であり、個人に関する情報による公開の可否とは別に、法人に関する情報として公開の可否を検討すべきである旨主張している。

しかしながら、法人担当者の氏名は、特定の個人を識別することのできる個人に関する情報であり、通常は、事業活動を行う上で、法人又は担当者自身が、取引先等関係者に明らかにするものであって、慣行として広く公にされている情報とまではいえず、条例第7条第1号ただし書イに該当するとは認められない。また、本件株式会社の担当者の氏名が条例第7条第1号ただし書ロからホに該当しないことは、明らかである。よって、本件株式会社の担当者の氏名は、条例第7条第1号本文の規定に該当すると認められ、仮に公にすることにより法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがないものであったとしても、非公開とされるものである。

また、会社法第125条の規定により、株主名簿は、閲覧又は謄写の請求権者が株主、債権者等に限られ、一定の場合は請求を拒否することができることなどが定められている。よって、大口株主の氏名又は名称、住所、所有株式数及び所有株式数の割合並びに株主構成といった情報は、主要株主の情報等が記載された有価証券報告書が一般の閲覧に供されている上場企業等の場合を除き、通常、一般に公にされていない情報である。本件株式会社は、そうした会社ではないことから、大口株主の氏名又は名称、住所、所有株式数及び所有株式数の割合並びに株主構成といった情報を公にした場合、本件株式会社の資本関係や経営状況が明らかになり、本件株式会社の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、条例第7条第2号イに該当すると認められる。

よって、法人担当者の氏名は条例第7条第1号に該当し、株主構成の情報は条例第7条第2号イに該当するとして非公開とした実施機関の判断は、妥当である。

なお、大口株主の氏名、住所、所有株式数及び所有株式数の割合に係る情報について、実施機関は、条例第7条第1号に該当し非公開としているが、大口株主は個人に限られるわけではなく、法人その他の団体である場合もあることから、大口株主の氏名又は名称、住所、所有株式数及び所有株式数の割合に係る情報は、同号の該当性について判断するまでもなく、条例第7条第2号イに該当するため非公開とすることが妥当であると考えるが、このことをもって、当該部分を不開示妥当とした審査会の判断には影響しない。

6 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、前記判断を左右するものではない。

7 結論

以上のことから、貸借対照表の負債の部に計上された引当金に係る科目名及び金額、損益計算書の当期純損益に係る科目名及び金額、株主資本等変動計算書の当期純損益に係る項目名及び金額並びに個別注記表の「IV. 一株当たり情報に関する注記」の項中の「2. 一株当たり当期」の後の非公開とされた部分（金額を表記した部分を除く。）は、条例第7条第2号イに該当せず、公開すべきと判断するが、その余の部分を非公開としたことは妥当である。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成28年 2月26日	諮 問
平成28年 5月25日	事案審議（平成28年度第2回審査会）
平成28年 6月29日	事案審議（平成28年度第3回審査会）
平成28年 7月27日	事案審議（平成28年度第4回審査会）
平成28年 8月31日	事案審議（平成28年度第5回審査会）
平成28年10月26日	答申決定（平成28年度第6回審査会）

大分県情報公開・個人情報保護審査会会長及び指定委員

氏 名	職 業	備 考
吉 田 祐 治	弁護士	会長
城 戸 照 子	大分大学経済学部教授	
池 邊 英 貴	大分県信用保証協会常勤理事	H28. 6. 30退任
森 竹 嗣 夫	大分県商工会議所連合会専務理事	H28. 7. 1就任
松 尾 和 行	大分合同新聞社 上席執行役員 論説編集委員室長	
芥 川 美 佐 子	大分県地域婦人団体連合会理事	